**定　款**

**ファンド合同会社**

**令和４年４月４日設立**

ファンド合同会社

**第１章** **総　則**

（商号）

第１条　当会社は，ファンド合同会社と称する。

（目的）

第２条　当会社は，次の事業を営むことを目的とする。

　　　１　※ここになるべく投資関係以外の事業があれば書く

　　　２　インタ－ネットによる広告業

　　　３　コンピュータプログラムに関する開発、制作、販売、賃貸、保守、管理

　　　４　外国為替証拠金取引業務と国内外の株式、ファンドへの投融資

　　　５　前各号に附帯関連する一切の事業

（本店の所在地）

第３条　当会社は，本店を 愛知県A市 に置く。

（公告の方法）

第４条　当会社の公告は，官報に掲載して行う。

（社員の氏名，住所，出資及び責任）

第５条　社員の氏名及び住所，出資の価額並びに責任は次のとおりである。

　　　　　金８５０万円　愛知県A市B町１-２

有限責任社員　為替　太郎

（持分の譲渡）

第６条　社員は，他の社員の全員の承諾がなければ，その持分の全部又は一部を

　　　　　他人に譲渡することができない。

　　　２　会社法第５８５条第２項及び第３項は，適用しない。

（社員の相続及び合併）

第７条　社員が死亡し又は合併により消滅した場合には，その相続人その他の一般承継人は，他の社員の承諾を得て，持分を承継して社員となることができる。

（業務執行社員）

第８条　社員　為替　太郎　は，業務執行社員とし，当会社の業務を執行する

　　　ものとする。

（代表社員）

第９条　当会社の代表社員は、社員　為替　太郎　とする。

　　　２　代表社員は社長とし、当会社を代表する。

（報酬）

第10条　業務執行社員の報酬は，社員の過半数の決議をもって定める。

（支配人の選任及び解任）

第11条　当会社の支配人の選任及び解任は，業務執行社員の過半数をもって決定する。

（事業年度）

第12条　当会社の事業年度は，毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（計算書類の承認）

第13条　業務執行社員は，各事業年度終了日から３か月以内に計算書類を作成し，

　　　　　総社員の承認を求めなければならない。

　以上，ファンド合同会社の設立のため，この定款を作成し，社員が次に署名捺印する。

令和４年４月４日

　　　　　　　　　　　　　　　　愛知県A市B町１-２

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 有限責任社員　　為替　太郎